◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１０５号(H23. 7. 15)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（７月８日～７月１４日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）タクシーがタイヤ交換作業中の男性を撥ねた事故
（３）タクシー運転者が乗客から殴られ負傷した事件
（４）タクシーが対向車線のガードレールに衝突した事故
（５）タクシー運転者が腹を刺されて死亡した事件
（６）タクシーが交差点でトラックと衝突した事故
２．国土交通省の施策情報
（１）自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会の報告書を公表しましたのでご活用下さい。
（２）関東運輸局において飲酒運転の防止に係る運行管理等の徹底について公表しましたのでご活用下さい。
３．５月１日からアルコール検知器使用が義務化されました。（再周知）

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝６件】（７月８日～７月１４日分）

（１）乗合バスの車内事故

７月１０日午後４時４５分頃、兵庫県において、乗合バスが乗客２６名を乗せて運行中、衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、乗客１名（女性、５５才）が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該バスは片側二車線の道路の左側の車線を走行していたが、当該道路の右側の車線を走行していた乗用車が、当該バスの直前に車線変更してきたため、当該バスの運転者は危険を感じて急ブレーキをかけたところ、当該バスの中扉付近に立っていた乗客がバランスを崩し転倒した模様。

なお、当該乗用車はそのまま走り去った。

（２）タクシーがタイヤ交換作業中の男性を撥ねた事故

７月８日午前２時３５分頃、東京都の高速道路において、個人タクシーが走行中、男性３名を撥ねた。

この事故により、撥ねられた男性のうち１名が死亡し、２名が重傷を負った。
事故当時、撥ねられた男性３名は、乗っていた乗用車のタイヤがパンクしたため、道路左側において、ハザードランプを点滅させて、車外においてタイヤ交換作業を行っていた模様。
なお、事故現場は節電のため道路照明灯が消灯しており、周囲が暗かったため、当該タクシーの運転者は、事故の直前まで停車車両に気付かなかったと警察に話している模様。
当該タクシーの運転者は、自動車運転過失致死の疑いで逮捕された。

（３）タクシー運転者が乗客から殴られ負傷した事件
７月１１日午後１０時２５分頃、愛知県において、タクシーが乗客（男性、２４才）を目的地まで乗せたところ、この乗客から、所持金がないので一緒にマンションまで取りに来てほしいとの申し入れがあったため、当該タクシーの運転者は、当該マンション内へ同行したところ、この乗客が逃げようとしたため、当該タクシーの運転者はこの乗客を取り押さえた。
この事件により、当該タクシーの運転者は、顔面を数発殴られ軽傷を負った。
その後、当該タクシーの運転者は警察に通報し、駆けつけた警察官はこの乗客を逮捕した。
なお、この乗客は酒に酔っていた模様。

（４）タクシーが対向車線のガードレールに衝突した事故
７月１２日午後１０時５分頃、北海道において、タクシーが空車で走行中、道路中央にある路面電車の停留所を乗り越え、対向車線に進入して車道と歩道の間に設置されたガードレールに衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者（５５才）が死亡した。
事故当時、当該タクシーは、道路が直角に交わる交差点を通過した直後に右方向へ進行した模様。

（５）タクシー運転者が腹を刺されて死亡した事件
７月１４日午前０時頃、福岡県において、地域の住民が叫び声を聞いたため、外に出たところ、路上に男性が倒れていたことから消防署に通報した。男性はタクシーの運転者で、現場の近くには、この運転者が運転していたタクシーが放置され、当該タクシーの運転席には血痕があった。
この事件により、当該タクシーの運転者は、腹を刺されて死亡した。
警察は、犯人と思われる男から事情を聞いている模様。

（６）タクシーが交差点でトラックと衝突した事故
７月１４日午前８時１０分頃、岡山県において、タクシーが空車で走行中、対向車線にはみ出しながら赤信号の交差点内に進入したため、当該交差点を当該タクシーから見て右側より交差点に進入し、左折していたトラックと衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者（男性、６７才）が死亡した。
当該トラックの運転者は、「タクシーの運転者は気を失っていた様子であった。」と、警察に話している模様。
当該タクシーの運転者は、過去に受けた健康診断の結果により、聴力、脂質、糖尿病、高血圧に要経過観察の所見となっており、血圧、血糖に関しては加療中であった。

◇◇◇

読ませ自覚を促すこと。

・　アルコール検知器を使用した厳正な点呼が確実に実施できる運行管理体制について万全を期すこと。

※　通知の内容については、関東運輸局ホームページをご覧下さい。
（ http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1107/cs_p110714.pdf ）

◇◇◇

メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆